一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字新見字カツラガトイ一〇八二の一、一〇八二の五、一〇八二の六、一〇八三の一、一〇八三の三、一〇八三の四、一〇八五の三、一〇八五の四、字荒尾一〇八六の一、一〇八六の三、一〇八七の一、一〇八七の四、大字口宇波字ヒル谷五六〇、五六〇の一、五六四の二、五六六の一、五六六の三から五六六の五まで、五六七、五六八、字ヤトウジ五六九の一、字下モ小谷六八六の一、六八六の四、大字郷原字宮ノ谷三八一、三八九、大字毛谷字川ノ谷三三一の一、三三一の二、三三六の一、大字宇波字迎谷八六七、八七一、八七五、八七六、大字智頭字新田二四四九から二四五一まで、二四五二の一、二四五三から二四五六まで、二四五七の一、二四五八から二四六〇まで、二四六一の一、二四六一の三、二四六三の一、二四六四の一、二四六五、二四六七、字イチゴ谷二四七六の一、二四七六の五、二四七七の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字新田二四六一の一・二四六一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字宇波字迎谷八八六の一から八八六の三まで、字ツヅラ平九六八の三、大字智頭字瀧谷下モ平一二三八の二（次の図に示す部分に限る。）、一二三八の三、一二三九の一、一二三九の二、一二四〇の一、一二四〇の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十一年八月二十六日農林省告示第千十五号（三に係るものに限る。）、昭和四十一年九月六日農林省告示第千五十四号、昭和四十一年十月二十一日農林省告示第千二百九十八号（二に係るものに限る。）、昭和四十二年五月二十日農林省告示第七百六十五号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第七百三号、昭和四十八年四月二十八日農林省告示第九百一号（五に係るものに限る。）、昭和四十八年十二月二十八日農林省告示第二千六百四十二号（三に係るものに限る。）、昭和五十四年十二月十日農林水産省告示第千八百五号（四に係るものに限る。）、昭和五十七年十二月八日農林水産省告示第二千十号、昭和五十九年九月十日農林水産省告示第千八百九十二号、平成二年六月六日農林水産省告示第七百二十三号（二に係るものに限る。）、平成二年七月二十五日農林水産省告示第九百七十五号（二に係るものに限る。）、平成六年六月十日農林水産省告示第九百三十号、平成七年二月二十三日農林水産省告示第二百七十五号（一に係るものに限る。）、平成七年二月二十三日農林水産省告示第二百七十六号（一に係るものに限る。）、平成十二年十月二十五日農林水産省告示第千三百五十三号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○国土交通省告示第千百三十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年八月三十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容	
第3849号	物件の型式 救命索発射器の発射体	Art.No.9162703	Chemring Marine Limited	①　筒体の材質及び内部構造の変更並びにそれらに伴う総質量の変更 ②　型式名の変更

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第二百二十三号

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京工業品取引所の上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可を行ったので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年十月四日

経済産業大臣　大畠　章宏

一　商品市場を開設する者　株式会社東京工業品取引所

二　上場商品　中京石油

三　公示することとなった事由　商品取引所法第百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京工業品取引所に中京石油を上場商品として上場する旨の業務規程の変更の認可を行ったため。

○経済産業省告示第二百二十四号

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した中鮎川ＳＫ－一Ｄ号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月四日

経済産業大臣　大畠　章宏

北緯三十九度十七分五十八・四九七秒、東経百四十度四分〇・九一三秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円内の区域の直下の深度千六百三十九・九九メートルから千八百六・七六メートルまでの間に存するガス層に属するもの